

ハラスメント等防止に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 役職員等</p> <p>次に掲げる者及び法人の業務活動に従事する者（委託業務従事者及び派遣労働者等）をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等</p> <p>キ <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(ハラスメント行為の禁止)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 役職員等</p> <p>次に掲げる者及び法人の業務活動に従事する者（委託業務従事者及び派遣労働者等）をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員</p> <p>(新規)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(ハラスメント行為の禁止)</p>	<p>文言の修正 役職員等の定義に定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。</p>
<p>第 3 条 法人の役職員等は、他の役職員等^ウに対し、次に掲げるセクハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 法人の役職員等は、他の役職員等^ウに対し、次に掲げるパワハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 法人の役職員等は、他の役職員等^ウに対し、次に掲げるマタハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 法人の役職員等は、他の役職員等^ウに対し、次に掲げるケアハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5 法人において、職員を管理監督する立場にある役職員等^ウは、働きやすい職場環境を保つよう配慮すべき義務を負い、ハラスメント等の行為を放置してはない。</p> <p>第 4 条～第 11 条 (略)</p>	<p>第 3 条 法人の役職員等は、他の役職員^ウに対し、次に掲げるセクハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 法人の役職員等は、他の役職員^ウに対し、次に掲げるパワハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 法人の役職員等は、他の役職員^ウに対し、次に掲げるマタハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 法人の役職員等は、他の役職員^ウに対し、次に掲げるケアハラ行為を行ってはない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5 法人において、職員を管理監督する立場にある役職員^ウは、働きやすい職場環境を保つよう配慮すべき義務を負い、ハラスメント等の行為を放置してはない。</p> <p>第 4 条～第 11 条 (略)</p>	<p><u>文言の修正 (以下同じ)</u></p>

新	旧	改正理由等
<p data-bbox="219 212 314 243">附 則</p> <p data-bbox="166 268 795 300"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>		